

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和 7 年10月30日

(仮称) 大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例制定について

資料

1	(仮称) 大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例（素案）について	1
2	条例素案のポイントについて	1
3	今後のスケジュールについて	2
参考資料 1	町民説明会での主な御意見等及び町の対応について	3～11
参考資料 2	(仮称) 大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例（素案）	12～14
参考資料 3	先進市町の条例比較	15～17

政 策 課

(仮称) 大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例制定について

1 (仮称) 大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例 (素案) について

(1) 町民説明会での主な御意見等及び町の対応について

令和 7 年 8 月 31 日 (日) に保健センターで (仮称) 大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例制定に向けた町民説明会を開催しました。

当日は、17 名の方に御参加いただき、貴重な御意見や御提案をいただきました。

主な御意見等は、**参考資料 1**のとおりです。

(2) (仮称) 大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例 (素案) について

町民説明会での御意見等については、条例 (素案) に反映できる御意見等は反映しました。

いただいた御意見等を反映した条例 (素案) は、**参考資料 2**のとおりです。

2 条例素案のポイントについて

(1) 定義：近隣住民の範囲を規定 (第 2 条)

設置又は改造 (以下「設置等」) をする携帯電話基地局からの水平距離が当該携帯電話基地局の地上からの高さの 2 倍に相当する範囲内の土地所有者等と規定します。

(2) 事業者の責務を規定 (第 4 条)

事業者が携帯電話基地局の設置をしようとするときは、近隣住民の意見を聴き、紛争の防止に努めることを規定します。

また、近隣住民の範囲に学校、児童福祉施設等が含まれるときは、当該施設管理者の意向を尊重することを規定します。

(3) 標識の設置を規定 (第 7 条)

近隣住民に対して携帯電話基地局の設置計画の周知を図るため、工事概要を記載した標識を設置することを規定します。

(4) 近隣住民への説明等を規定 (第 8 条)

携帯電話基地局の設置等をしようとするときは、事業者は、近隣住民への説明及び周知を行うとともに、近隣住民からの説明会開催の求めに応じることを規定します。

(5) 報告書の開示を規定 (第 9 条)

近隣住民説明実施報告書の開示を求められたときは、それに応じることを規定します。また、一般の閲覧に供する旨も規定します。

3 今後のスケジュールについて

年月日	会議等	備考
令和7年10月14日	政策会議	条例（素案）について
令和7年10月30日	総務建設常任委員会協議会	条例（素案）について
令和7年11月4日～ 令和7年12月3日	条例素案に対するパブリックコメントの実施	広報11月号及び町ホームページ等で周知
令和8年1月13日	政策会議	パブリックコメントの結果報告及び条例案について
令和8年1月下旬	総務建設常任委員会協議会	パブリックコメントの結果報告及び条例案について
令和8年2月中旬	令和8年第1回（3月）大磯町議会定例会	条例案の提案
令和8年4月1日	条例の施行	

町民説明会での主な御意見等及び町の対応について

※ 町の対応は、当日の回答を記載。⇒以降は、今後の対応を記載。

No.	主な御意見等	町の対応
1	「(3) 近隣住民の範囲」は、建物が倒壊したことを想定し、基地局の地上からの高さの2倍に相当する水平距離の範囲内に限るとのことだが、総務省が出している「電波と安心な暮らし」では、携帯電話基地局のアンテナから発射される電磁波の距離は、電波の地上での電力密度の例の中で、その距離が500mとの記載がある。 世界的にみると、基地局から300mの範囲内で人体への影響や症状が出ているとのことで、フランスで実施した疫学調査では、特に300mの範囲内では、人体への影響が認められているとの結果も出ている。そういった面も考慮して、建物が物理的に倒壊するという範囲ではなく、電磁波の影響がある距離として300mもしくは、総務省で示している500mの範囲内にしてほしいと思う。	本町が作成している骨子（案）では、携帯電話基地局が倒壊したことを想定し、物理的に安全な範囲として携帯電話基地局が設置された建築物の2倍の距離を「近隣住民の範囲」として設定しています。 御提案いただいた総務省で示している「電磁波が発射される距離」も含め、適切な範囲を検討します。 ⇒ 近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲内としています。
2	条例制定後に、施行規則や運用基準等を作る予定はあるか。	条例（素案）の段階で、届出書類等の事務手続きに係る事項を示した施行規則を制定する予定です。
3	条例の施行規則を作るということだが、抽象的で分かりにくい記載には、解説を入れてもらいたい。 「(1) 目的」の「事業者が配慮すべき事項」、「(4) 事業者の責務」の「イ近隣住民に説明を行い、理解を得る」や、「ウ近隣住民の意見を聴き、紛争の防止に努める」との記載があるが、「誰が、何を、誰に対してなど」を具体的に記載しないと内容が理解できない。 さらに、「オ基地局に関する工事に着手する前に、当該工事の計画書を町長に提出する旨を定める」とのことだが、計画書を受け取った	条例制定に合わせて、施行規則を制定する予定です。施行規則は、届出書類等の事務手続きに係る事項を定めるもので、条例の具体的な内容を示すものではありません。 御意見をいただいたそれぞれの事項については、条例制定と同時に条文の具体的な内容などを示した逐条解説を作成する予定です。

	後の対応などを明確にしてほしい。	
4	逐条解説は、どのタイミングで公表するのか。	パブリックコメントを実施する際に、お示しする予定です。
5	大磯町内の携帯電話基地局の設置状況は、どうなっているか。	総務省がホームページで公表しているデータ（令和7年7月末時点）によりますと、大磯町内には52基の携帯電話基地局が設置されています。その内訳は、NTTドコモが7基、KDDIが15基、ソフトバンクが18基、楽天モバイルが12基となっています。
6	2010年に鎌倉市で制定された「携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例」を参考にしているか。	全国で条例を制定している自治体は、鎌倉市、二宮町及び宮崎県小林市の3つの自治体のみであり、これらの自治体の条例を参考に骨子（案）を作成しています。
7	5Gに変わること、電磁波の被害が、先ほどもフランスの例があったが、疫学調査の結果で携帯電話基地局から300mの範囲内において食欲不振や視覚障害、うつ症状、性欲減退、頭痛、睡眠障害、倦怠感、疲労感などといった人体への影響が強く出ているとの結果がある。これは、2019年5月の欧州協議会で報告されたものである。 また、次世代を担う保育所、小・中学校については、携帯電話基地局から300mの距離をおくことや、青少年に対する電磁波の影響についても言及している。 大磯は自然が強みで観光を推進している町であり、将来の世代が安心して暮らせるよう、電磁波から子どもを守る必要がある。電磁波の影響がない町にすることで、特に若い世代の人口を増加させることに繋がると思う。そのため、近隣住民の範囲は、携帯電話基地局の高さの2倍の範囲ではなく、電磁波の影響を考慮して慎重に設定する必要があると思う。	日本における現状は、国内で定められた安全基準を満たした携帯電話基地局が設置されています。そのため、本町で制定する条例の中で携帯電話基地局の設置を規制することはできないと考えています。 一方で、諸外国での研究結果の状況や大磯町内でも「電磁波過敏症」等の症状を訴えられる方々がいることは承知していますので、携帯電話基地局が設置される前に事業者からの事前説明や、説明会の開催を求められるような規定を設けたいと考えています。 また、近隣住民の範囲については、条例素案を作成する中で町民の皆様からの御意見や先進自治体の状況等も踏まえて設定したいと思います。 ⇒ 近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲内としています。

8	今年度（令和7年度）、二宮町で条例を施行しているので、条例の内容を参考にするとともに課題等の聞き取りをしてもらいたい。 町内に携帯電話基地局が52基設置されているとのことだが、私の住んでいる東町地区のたまやの近くにKDDIの携帯電話基地局がある。近隣の住民から健康被害等について連絡を受けているか。	先進自治体である鎌倉市、二宮町、宮崎県小林市の条例を参考にするとともに、二宮町及び鎌倉市には課題や状況等を聞き取り、骨子（案）を作成しています。 二宮町は、令和7年4月に条例を施行していますので、その後の状況等についても意見を聞き取り、条例を制定していきたいと考えています。 なお、東町地区の方から町への健康被害の訴えや携帯電話基地局の設置に関する問合せはありません。
9	健康被害は出てからでは遅いので、未然に防ぐことが必要である。具体的に電磁波が500m、300mという数字も出ているので、早く条例化すべきである。 小さな町だからこそ、電磁波の影響がない町としてアピールすることが必要ではないかと思うので、条例を制定している自治体と同様の考え方ではなく、大磯町独自の考えで条例を施行すべきではないかと思う。	令和7年3月議会定例会において請願をいただき、その請願を町議会は全会一致で採択しました。 条例を制定するためには、役場内で合意形成を図り、町民の民様の御意見をお聞きしたうえで議会へ提案して審議いただく必要がありますので、最短でも令和8年4月の施行となることを御理解いただきたいと思います。 また、今回の町民説明会をはじめ、今後はパブリックコメントも予定していますので、町民の皆様の御意見を踏まえて、大磯町にあった条例を検討します。
10	町民からの陳情、請願を経て、町議会が全会一致で条例化に向けて進んでいることに関しては、大磯町にとって大変意味のあることだと思う。しかしながら、実質的には「電磁波の国際基準」や「日本の総務省の考え方」がある中で大磯町としてどこまで踏み込んだ条例ができるのかがポイントになると思う。 行政として請願が採択され、この条例制定を速やかに進めたいという気持ちを聞かせてもらったが、皆さんが話しているように、この先は国・県で定めている上位法令に対して、大磯町としてどのように取り組むかが重要である。国・県との折衝などは、大変かつ時間を要	憲法で、国民は「営業の自由」を保障されていることを御理解いただきたいと思います。 その憲法で保障されている「営業の自由」に基づいて様々な法律があり、携帯電話基地局も法律に沿って建てられています。そのため、法律に沿って建てたものに問題があるのであれば、本来的には法律を見直すことになります。法律の整備が追いついていない場合には、条例を制定してできる限りの是正を講じていくことになります。 しかしながら、法律に反する条例を制定しても効力が認められず、事業者からは、現在の法律のままでは裁判を起こされて、裁判所か

	することであり、電磁波について言及することは厳しいのではないかと思います。 そのため、まずは条例化することで事業者に対して大磯町の考えを示し、次の段階で国の基準等に対して、大磯町の町民の現状を伝え、働きかけることが必要ではないかと思うが、担当者としてどのように考えているか。	ら条例は認められないとの判決が出ることも懸念されます。そのようなことも踏まえ、法律に反しない限りで条例を制定したいと考えています。 なお、本条例を施行して足りない部分があれば、踏み込んだ内容にしていく必要があるかもしれません。
11	すごい勢いで技術革新が進んでいるので電磁波に限らず、様々な面で弊害が出てきており、過去を振り返っても答えがない状況である。 目先の利益に捉われずに将来的なことを見据えて、行政と議会で議論を重ねてほしいと思う。	行政と議会がお互いに町の両輪として議論を重ねていくことが町政の基本だと考えていますので、御指摘いただいたことを意識して引き続き、行政運営に努めていきたいと思います。
12	町内にある携帯電話基地局（52基）の場所は、どこに問い合わせたら確認できるか。	総務省のホームページで公表されていますが、詳細な住所（地番等）の記載はありません。令和4年度に本町からの要請に基づき、携帯電話等通信事業者から届出書の提出があった携帯電話基地局に関しては、設置場所を把握しています。 なお、個人情報保護の観点から町役場で携帯電話基地局の設置場所を示した地図を作成し公表することはできませんが、公開できる情報は、情報公開条例に基づき開示しています。
13	6月頃に台町地区で携帯電話基地局の設置に係るNTTドコモの説明会があった。設置する機器などの工事概要の話がほとんどで、電磁波の影響等に関する内容はなかった。事業者だけの説明会では、事業者にとって有利な当たり障りのないことを説明するので、第三者的な立場の人間を立ち合わせてほしいと思う。	携帯電話等通信事業者（6者）には、要請文を発出し、近隣住民への説明会の開催をお願いしているところです。各社の社内規定に基づき、チラシをポストに投函することで近隣住民への説明（説明会）としている事業者もいます。 現時点では、条例に説明会の要件として第三者の立会いを規定することは難しいと考えていますが、前例や先進自治体の状況も調べた中で、可能な範囲で対応していきたいと思っています。

		⇒ 現時点で、携帯電話基地局に対する専門家の方の御意見は様々であることから、本町で適切に第三者の選定を行うことは困難と考えており、条例へ規定する考えはありません。
14	説明会に係る第三者の選定を町で行うことを条例に規定することはできないのか。	第三者の中にも様々な考えを持った方がいますので、どの方を選定するのかという課題もあることから、条例に第三者の立場の人を位置付けるかどうかの可否も含めて検討します。 ⇒ 現時点で、携帯電話基地局に対する専門家の方の御意見は様々であることから、本町で適切に第三者の選定を行うことは困難と考えており、条例へ規定する考えはありません。
15	事業者から土地所有者の方への説明もお願いしたいと思う。携帯電話基地局の設置後も、近隣住民からの健康被害の訴えがあったときに、携帯電話基地局の撤去を行っても良いと考えている土地所有者がいて聞いている。	土地所有者の敷地に携帯電話基地局を建てることになりますので、事業者からの説明の範囲に土地所有者も含まれます。 また、土地所有者が事業者からの説明を聞いてどのように考えるかも重要だと思いますし、土地所有者が判断できる材料を提供することは大切だと思います。
16	日本は予防に関してはすごく遅れているので、国が良いといったものが必ずしも良いものではないと思う。事業者の活動を侵してはいけないことも理解できるが、町民の安全や健康を守る視点で条例を作ってもらいたいと思う。	法律に反しない範囲で条例への位置付けを検討します。 ⇒ 健康面に関しては、国が定める安全基準など、国の見解を超えた内容の条例を本町が独自に策定することは困難と考えます。
17	パブリックコメントの意見を反映した条例（素案）に対する意見交換の場は設定しないのか。今までの大磯町の条例制定の経過からパブリックコメントが十分に生かされていないと感じている。パブリックコメントの期間を短くしてでも、条例（素案）に対する意見交換の場を設定することはできないのか。	他の条例の制定にも携わってきましたが、例えば、条例を作る町の方針に対して、「条例を作る必要はない」といったパブリックコメントに関しては、意見を反映することはできません。 なお、様々な御意見をいただいた中で職員としては全体的な部分を俯瞰して、できる限り条例に反映しているという認識です。本条

		例についても可能な限り反映したいと思っています。 また、パブリックコメントに対する御意見については、町の方向性を含めホームページで公表しますので、そちらで御確認いただければと思います。
18	本日の話を聞いていると町民の健康と福祉を守るという意味合いが強いのではないかと思う。紛争の争点となっているのは健康の問題である。そうするとなぜ、近隣住民の範囲が物理的に基地局が倒壊した場合を想定した基準になっているのか理解ができない。本来ならば、健康被害のもとになっている電磁波の飛ぶ範囲に設定するのではないかと思う。健康を守る視点で条例制定を検討してもらいたい。	今回、骨子（案）は、鎌倉市、二宮町、宮崎県小林市といった先進自治体の条例を参考に作成しています。 携帯電話基地局の高さの2倍という設定については、鎌倉市、二宮町ともに距離を明確に示す根拠がないことから建物の物理的な距離を近隣住民の範囲として条例に定めていると聞いています。 現状では、どのくらいの距離が必要なのかを明確な根拠をもって示すことができませんので、本町でも同様に物理的な距離としています。近隣住民の範囲については、懸念している部分ではありましたが、再度調査したいと思います。皆様からも明確な根拠があれば御連絡いただきたいと思います。 携帯電話基地局に係る関係者を含め、様々な方に対して説明できる根拠を持って条例を策定していかなければならないと考えています。 ⇒ 健康面に関しては、国が定める安全基準など、国の見解を超えた内容の条例を本町が独自に策定することは困難と考えます。
19	13ページの（４）事業者の責務の「近隣住民の範囲に保育園、小・中学校などがある場合は、施設管理者等の意向を尊重するよう努める旨を定める」という部分で具体的にどの人を指しているのか教えてもらいたい。町、校長先生、PTAなどの団体もあるがどこまでの範囲を想定しているのか。	現在の想定としては、町立の小・中学校であれば、設置者が教育委員会になりますので、まずは、教育委員会の意見をもらうことになります。その他にも、当事者として学校長、教頭先生、現場の教職員をここでいう「等」という形で示しています。
20	父母会なんかの意見も反映されるのか。	現状では、そこまでの範囲を想定していま

		せんが、いただいた御意見を含めて検討します。そして、施設管理者等の範囲については、条例を制定する際に作成する逐条解説でお示しします。
21	2005年から「電磁波過敏症」、「化学物質過敏症」の症状が出て約20年になるが、家を手放し、20年勤めた会社も辞めている。友人、知人、家族関係も壊れてしまった。私は35歳の時に診断され、仕事に対する先のビジョンもあったが、「電磁波過敏症」、「化学物質過敏症」により全て潰れた。その当時は、精神科や心療内科を案内されたが、受診しても原因が分からない、治療方法はないとのことから薬は出せないと言われた。やっとのことで見つけた北里病院で病名が確定してどんなに安心したとか、診断が出てからは、治療の末に改善している。今までは、電磁波の影響により家の中に住めないことから車中生活をしていた。電子レンジ等の電磁波が出る家電製品があると家には住めない。症状が改善してからは、家に住むことができるようになったが、今度は仕事が見つからない。仕事が外の環境ではできない。でもだからといって自宅でできる仕事も限られる。長くなってしまうので割愛するが、「電磁波過敏症」や「化学物質過敏症」を発症することで日常生活に大きな影響が出る。厚生労働省も事実を重くみて、ここ数年、罹患者に対するアンケートを実施しており、大学病院を通じてそのアンケートに参加し、2年ごとに経過観察を行っている。小・中学校の子どもは、保護者が正しい知識を持っていないと適切な対応ができない。子どもが身体の不調を訴えても、原因が分からず、精神的な要因として精神科を受診しても、化学物質過敏症とは、真逆の治療法で処方箋も異なるため、症状が悪化することがある。「電磁波過敏症」や「化	可能な範囲で規定したいと考えていますが、事業者が携帯電話基地局を設置しようとする範囲内に、電磁波過敏症に罹患されている方などが居られるかどうか把握していませんので、その際は説明会に御参加していただきたいと思います。 ⇒ 事業者の責務として、「電磁波過敏症」や「化学物質過敏症」、ペースメーカー装着者に限らず、近隣住民に対して説明及び説明会を開催するように努めることを条例に規定します。

	学物質過敏症」の罹患者、ペースメーカー装着者に対する配慮を事業者に尊重するよう規定してもらいたい。	
22	罹患者がいることは、事業者は分らないと思う。住民としては、町に届出書が提出されても、設置場所が開示されなければどこに建つのか分らない。以前に携帯電話基地局の設置に係る情報公開を行ったが、字名以下の番地は非公開となっていた。そのため、新しく基地局が設置される場所がわからず、アクションができなかった。他の自治体では、「表示板の設置」を規定しているところがあったと記憶している。届出書の中で住所が分からなくても、表示板があれば、近隣住民は知ることができるので検討してもらいたい。	行政情報を開示する場合には、個人が識別されるおそれがある情報は非公開としていますので、開示することはできません。 先進自治体である宮崎県小林市では、携帯電話基地局の設置予定箇所に表示板を設置することを条例に規定していますので、法律の範囲内においてこういった形が適切か検討して条例に規定したいと思います。 ⇒ 条例（素案）第7条に「標識の設置」を追加しています。
23	6月に台町で行われたNTTドコモの説明会に参加した。この条例は、携帯電話基地局を建てることを規制できないとのことだが、それで済ませない方が良いのではないと思う。町内に52基の基地局があるとのことだが、相当多いのではないと思う。先日の説明会の中でNTTドコモに聞いたところ、新しくできる基地局の近くにも基地局（大磯中学校付近）が建っていると聞いている。さらに、西小磯老人憩いの家の付近にも基地局を発見している。かなり近い距離に基地局があるので、申請があった箇所すべてに基地局の設置が進めば、乱立することになる。法律がそうでなくても法律以外のところがかつての開発指導要綱のような行政指導によって改善することができるのではないと思う。 提案として、既存の携帯基地局がある場合は、「500m以内は基地局を建ててはいけない」、「1km以上離すこと」を条件にすることはできるのではないと思う。そうすれば基地局が増えることを防げるのではないと思う。	法律に抵触する可能性があるかと懸念しています。昔は開発指導要綱により自治体が指導していた時代もありました。その後、行政手続法など様々な法律ができ、法律の根拠がないものは行政手続きとしての規制が難しくなってきました。 一方で、5Gに移行するにつれて今まで以上に携帯電話基地局の設置が必要との見方もあり、思わしくない方向に進んでいくことも危惧されますので、調査・研究した中で条例に規定できるものは規定していきたいと思います。 ⇒ 健康面に関しては、国が定める安全基準など、国の見解を超えた内容の条例を本町が独自に策定することは困難と考えます。

	う。現に基地局が原因で病気になっている方がいるので町民全体のことを考えるとそこは考慮しなくてはならないと思う。	
--	--	--

(仮称) 大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例 (素案)

(目的)

第1条 この条例は、携帯電話基地局の設置等に関し、事業者が近隣住民に対して事前に配慮すべき事項、設置計画等の手続、その他事項を定めることにより、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 携帯電話基地局 携帯電話端末その他これらに類するデータ通信用の機器相互間の通信を中継する送受信兼用の設備（主として屋内又はトンネルの通信状況を改善するためのもの及びWi-Fiのアクセスポイントに係る諸設備を除く。）をいう。
- (2) 事業者 携帯電話基地局の設置又は改造（当該携帯電話基地局の形状又は出力を変更することをいう。以下同じ。）をしようとする携帯電話通信会社をいう。
- (3) 土地所有者等 土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは占有する者をいう。
- (4) 近隣住民 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。

ア 既存の建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）に携帯電話基地局を設置又は改造（以下「設置等」という。）をするとき 設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲内における土地所有者等であって、当該建築物等の敷地に隣接する土地に係る土地所有者等であるもの

イ ア以外のとき 設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が当該携帯電話基地局の高さの2倍に相当する範囲内における土地所有者等

(町の責務)

第3条 町は、近隣住民と事業者との紛争を未然に防止するための施策を実施するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、携帯電話基地局の設置等をするときは、近隣住民の意見を聴き、紛争の防止に努めなければならない。

- 2 事業者は、携帯電話基地局の設置等をする場合において、近隣住民に学校、児童福祉施設その他の施設で規則に定めるものの土地所有者等が含まれるときは、当該施設の管理者の意向を尊重するよう努めなければならない。

(近隣住民の責務)

第5条 近隣住民は、事業者による説明について検討を行い、紛争の防止に努めなければならない。

(計画書の提出)

第6条 事業者は、新たに携帯電話基地局の設置等をしようとするときは、当該設置等の工事に着手する日の60日前までに、規則で定めるところにより、当該設置等の工事の計画書を町長に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により提出した計画書の内容を変更したときは、変更後の計画書を町長に提出しなければならない。

(標識の設置)

第7条 事業者は、近隣住民に携帯電話基地局の設置等計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該設置等計画の概要を記載した標識を当該工事を行う周辺に設置しなければならない。

(近隣住民への説明等)

第8条 事業者は、第6条第1項の計画書の提出後、規則で定めるところにより、近隣住民に当該工事の計画の概要を説明し、周知に努めるとともに、近隣住民の理解を得よう努めなければならない。

2 事業者は、近隣住民から前項の説明について説明会の開催を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。

3 事業者は、説明会を開催するにあたっては、開催予定日の7日前までに、近隣住民に対し、説明会を開催する旨並びにその日時及び場所を書面をもって周知するものとする。

4 事業者は、第1項又は第2項の規定により近隣住民に説明したときは、当該説明の結果を記載した報告書（以下「報告書」という。）を規則で定めるところにより、町長に提出しなければならない。

(報告書の開示等)

第9条 町長は、前条第4項の報告書の開示を当該近隣住民から求められたときは、これに応じるものとする。

2 町長は、前条第4項の報告書の提出があったときは、当該報告書を一般の閲覧に供するものとする。

(計画廃止の届出等)

第10条 事業者は、第6条の規定により提出した計画書に掲げる計画を廃止するときは、町長にその旨を届け出るとともに、近隣住民に対しその旨を周知するものとする。

(勧告)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

- (1) 特別な理由がないにもかかわらず、第4条第1項に規定する近隣住民への説明及び意見の聴取に努めない事業者
- (2) 第6条の規定による計画書の提出をせず、又は虚偽の記載をした計画書を提出した事業者
- (3) 第8条第4項の規定による報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した事業者

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行し、同年5月31日以降に設置等の工事に着手する携帯電話基地局に適用する。

市町名	大磯町	鎌倉市	二宮町	宮崎県小林市
項目				
条例の名称	(仮称) 大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例	鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例	二宮町携帯電話基地局の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例	小林市携帯電話等中継基地局の設置又は改造に係る紛争の予防と調整に関する条例
施行日	令和●年●月●日	平成22年4月1日	令和7年4月1日	平成27年4月1日
目的	(目的) 第1条 この条例は、携帯電話基地局の設置等に関し、事業者が近隣住民に対して事前に配慮すべき事項、設置計画等の手続、その他事項を定めることにより、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、携帯電話等中継基地局の設置等に伴う住環境をめぐる紛争が生じていることにかんがみ、事業者が近接住民等に対し事前に携帯電話等中継基地局の設置等について説明する責任を明確にし、もって市民と事業者との紛争を未然に防止することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、携帯電話基地局の設置等に関し、事業者が近隣住民に対して事前に配慮すべき事項、設置計画の手続、紛争の調整に関する手続等について定めることにより、紛争の予防と調整を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、携帯電話等中継基地局の設置又は改造（当該携帯電話等中継基地局の形状又は出力を変更することをいう。以下同じ。）に関し、事業者が配慮すべき事項、設置・改造計画の手続、紛争の調整に関する手続その他の事項を定めることにより、紛争の予防と調整を図るとともに、良好な近隣関係を保持することを目的とする。
定義	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）携帯電話基地局 携帯電話端末その他これらに類するデータ通信用の機器相互間の通信を中継する送受信兼用の設備（主として屋内又はトンネルの通信状況を改善するためのもの及びWi-Fiのアクセスポイントに係る諸設備を除く。）をいう。 （2）事業者 携帯電話基地局の設置又は改造（当該携帯電話基地局の形状又は出力を変更することをいう。以下同じ。）をしようとする携帯電話通信会社をいう。 （3）土地所有者等 土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは占有する者をいう。 （4）近隣住民 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。 ア 既存の建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）に携帯電話基地局を設置又は改造（以下「設置等」という。）をするとき 設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲内における土地所有者等であって、当該建築物等の敷地に隣接する土地に係る土地所有者等であるもの イ ア以外のとき 設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が当該携帯電話基地局の高さの2倍に相当する範囲内における土地所有者等 （4）地縁団体 近接住民の属する地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）携帯電話等中継基地局 携帯電話端末、PHS端末その他これらに類するデータ通信用の機器相互間の通信を中継する送受信兼用の設備（主として屋内又はトンネルの通信状況を改善するためのもの及びWi-Fiのアクセスポイントに係る諸設備を除く。）をいう。 （2）事業者 携帯電話等中継基地局の設置又は改造（当該携帯電話等中継基地局の形状又は出力を変更することをいう。以下同じ。）をしようとする携帯電話等通信会社をいう。 （3）近接住民 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。 ア 既存の建築物に携帯電話等中継基地局の設置又は改造（以下「設置等」という。）をするとき 設置等をする携帯電話等中継基地局からの水平距離が当該携帯電話等中継基地局の地上からの高さの2倍以内において、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは占有する者（以下「土地所有者等」という。）であって、当該建築物の敷地に隣接する土地の土地所有者等であるもの イ ア以外のとき 設置等をする携帯電話等中継基地局からの水平距離が当該携帯電話等中継基地局の高さ（既存の電柱等に設置等をするときは、地上からの高さ）の2倍以内における土地所有者等 （4）地縁団体 近接住民の属する地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）携帯電話基地局 携帯電話端末その他これらに類するデータ通信用の機器相互間の通信を中継する送受信兼用の設備（主として屋内又はトンネルの通信状況を改善するためのもの及びWi-Fiのアクセスポイントに係る諸設備を除く。）をいう。 （2）事業者 携帯電話基地局の設置又は改造（当該携帯電話基地局の形状又は出力を変更することをいう。以下同じ。）をしようとする携帯電話通信会社をいう。 （3）土地所有者等 土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは占有する者をいう。 （4）近隣住民 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。 ア 既存の建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）に携帯電話基地局を設置するとき又は建築物等に設置された携帯電話基地局を改造するとき 設置又は改造（以下「設置等」という。）をする携帯電話基地局からの水平距離が当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲内における土地所有者等であって、当該建築物等の敷地に隣接する土地に係る土地所有者等であるもの イ ア以外のとき 設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲内における土地所有者等 （5）紛争 携帯電話基地局の設置等が住環境に及ぼす影響により、近隣住民と事業者との間に生じた民事上の争いをいう。 （6）調整 紛争中にある近隣住民と事業者（以下「紛争当事者」という。）との間に協議の場を設けるとともに、双方の主張を整理し、その意思の合致に導くよう努めることをいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）携帯電話等中継基地局 携帯電話端末その他これらに類するデータ通信用の機器相互間の通信を中継する送受信兼用の設備（既存の建築物に設置したものを含む。）をいう。ただし、屋内又はトンネルの通信状況を改善するためのもの及びWi-Fiのアクセスポイントに係る諸設備を除く。 （2）事業者 携帯電話等中継基地局の設置又は改造をしようとする携帯電話等通信会社をいう。 （3）近隣住民 携帯電話等中継基地局からの水平距離が、当該携帯電話等中継基地局の地上からの高さの2倍に相当する距離の範囲内にある土地又は建築物（その敷地の一部が当該範囲内にあるものを含む。）の所有者及び居住者をいう。 （4）周辺住民 近隣住民の属する自主的な地域住民の自治組織である区の居住者をいう。 （5）紛争 携帯電話等中継基地局の設置又は改造が住環境に及ぼす影響により、近隣住民及び周辺住民（以下「近隣住民等」という。）と事業者との間に生じた民事上の争いをいう。 （6）調整 紛争中にある近隣住民と事業者（以下「紛争当事者」という。）との間に協議の場を設けるとともに、双方の主張を整理し、その意思の合致に導くよう努めることをいう。
自治体の責務	(町の責務) 第3条 町は、近隣住民と事業者との紛争を未然に防止するための施策を実施するものとする。	(市の責務) 第3条 市は、近接住民及び地縁団体（以下「近接住民等」という。）と事業者との紛争を未然に防止するための施策及び紛争の調整のための施策を実施するものとする。	(町の責務) 第3条 町は、紛争を未然に防止するとともに、紛争が生じたときは、適切に調整するよう努めるものとする。	(市の責務) 第3条 市は、紛争を未然に防止するとともに、紛争が生じたときは、適切に調整するよう努めるものとする。
事業者の責務	(事業者の責務) 第4条 事業者は、携帯電話基地局の設置等をするときは、近隣住民の意見を聴き、紛争の防止に努めなければならない。 2 事業者は、携帯電話基地局の設置等をする場合において、近隣住民に学校、児童福祉施設その他の施設で規則に定めるものの土地所有者等が含まれるときは、当該施設の管理者の意向を尊重するよう努めなければならない。	(事業者の責務) 第4条 事業者は、携帯電話等中継基地局の設置等をするときは、近接住民等の意見を聴き、紛争の防止に努めなければならない。 2 事業者は、携帯電話等中継基地局の設置等をする場合において、近接住民に学校、児童福祉施設その他の施設で規則で定めるものの土地所有者等が含まれるときは、当該施設の管理者の意向を尊重するよう努めなければならない。	(事業者の責務) 第4条 事業者は、携帯電話基地局の設置等をするときは、近隣住民に説明を行うとともにその意見を聴き、紛争の防止に努めなければならない。 2 事業者は、携帯電話基地局の設置等をする場合において、近隣住民の中に学校その他の施設で規則で定めるものの土地所有者等が含まれるときは、当該施設の管理者の意向を尊重するよう努めなければならない。	(事業者の責務) 第4条 事業者は、携帯電話等中継基地局の設置又は改造を行うときは、近隣住民等に説明を行うとともにその意見を聴き、良好な関係を損なわないよう努めなければならない。 2 事業者は、携帯電話等中継基地局の設置又は改造を行う場合において、近隣住民等の中に規則で定める学校又は児童福祉施設その他の施設の土地所有者が含まれるときは、当該施設の管理者の意向を尊重するよう努めなければならない。

市町名 項目	大磯町	鎌倉市	二宮町	宮崎県小林市
条例の名称	(仮称) 大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例	鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例	二宮町携帯電話基地局の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例	小林市携帯電話等中継基地局の設置又は改造に係る紛争の予防と調整に関する条例
近隣住民の責務	(近隣住民の責務) 第5条 近接住民は、事業者による説明について検討を行い、紛争の防止に努めなければならない。	(近隣住民等の責務) 第5条 近接住民等は、事業者による説明について検討を行い、紛争の防止に努めなければならない。	(近隣住民の責務) 第5条 近隣住民は、事業者の説明について検討を行い、紛争の防止に努めなければならない。	(近隣住民等の責務) 第5条 近隣住民等は、事業者の説明について検討を行い、紛争の防止に努めなければならない。
自主的な解決	—	—	(自主的な解決) 第6条 紛争当事者は、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって、その紛争を自主的に解決するよう努めなければならない。	(自主的な解決) 第6条 紛争当事者は、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって、その紛争を自主的に解決するよう努めなければならない。
計画書の提出	(計画書の提出) 第6条 事業者は、新たに携帯電話基地局の設置等をしようとするときは、当該設置等の工事に着手する日の60日前までに、規則で定めるところにより、当該設置等の工事の計画書を町長に提出しなければならない。 2 事業者は、前項の規定により提出した計画書の内容を変更したときは、変更後の計画書を町長に提出しなければならない。	(計画書の提出) 第6条 事業者は、新たに携帯電話等中継基地局の設置等をしようとするときは、当該設置等の工事に着手する日の60日前までに、規則で定めるところにより、当該設置等の工事の計画書を市長に提出しなければならない。	(計画書の提出) 第7条 事業者は、新たに携帯電話基地局の設置等をしようとするときは、当該工事に着手する日の60日前までに、規則で定めるところにより、当該工事の計画書を町長に提出しなければならない。 2 事業者は、前項の規定により提出した計画書の内容を変更したときは、改めて当該変更後の計画書を町長に提出しなければならない。	(計画書の提出) 第7条 事業者は、新たに携帯電話等中継基地局の設置又は改造を行うときは、工事に着手する日から起算して60日前までに、規則の定めるところにより、当該工事の計画書を市長に提出しなければならない。 2 事業者は、前項の規定により提出した計画書の内容を変更したときは、改めて当該変更後の計画書を市長に提出しなければならない。
標識の設置	(標識の設置) 第7条 事業者は、近隣住民に携帯電話基地局の設置等計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該設置等計画の概要を記載した標識を当該工事を行う周辺に設置しなければならない。	—	—	(標識の設置) 第8条 事業者は、近隣住民等に携帯電話等中継基地局の設置計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該設置計画の概要を記載した標識を当該工事を行う周辺に設置しなければならない。
近隣住民への説明等	(近隣住民への説明等) 第8条 事業者は、第6条第1項の計画書の提出後、規則で定めるところにより、近隣住民に当該工事の計画の概要を説明し、周知に努めるとともに、近隣住民の理解を得るよう努めなければならない。 2 事業者は、近隣住民から前項の説明について説明会の開催を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。 3 事業者は、説明会を開催するにあたっては、開催予定日の7日前までに、近隣住民に対し、説明会を開催する旨並びにその日時及び場所を書面をもって周知するものとする。 4 事業者は、第1項又は第2項の規定により近隣住民に説明したときは、当該説明の結果を記載した報告書（以下「報告書」という。）を規則で定めるところにより、町長に提出しなければならない。	(近隣住民等への説明等) 第7条 事業者は、前条の計画書の提出後、規則に定めるところにより近接住民及び地縁団体を代表する者に当該設置等の工事の計画の概要を説明し、周知に努めるとともに、必要に応じて説明会を開催するなどして近接住民等の理解を得るよう努めなければならない。 2 事業者は、前項の規定により近接住民に説明したとき又は説明会を開催したときにあっては近接住民説明実施報告書を、地縁団体を代表する者に説明したとき又は説明会を開催したときにあっては地縁団体説明実施報告書を規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。	(近隣住民への説明等) 第8条 事業者は、前条第1項の計画書の提出後、規則で定めるところにより、近隣住民に当該工事の計画の概要を説明し、周知に努めるとともに、近隣住民の理解を得るよう努めなければならない。 2 事業者は、近隣住民から前項の説明について説明会の開催を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。 3 事業者は、説明会を開催するにあたっては、開催予定日の7日前までに、近隣住民に対し、説明会を開催する旨並びにその日時及び場所を書面をもって周知するものとする。 4 事業者は、第1項又は第2項の規定により近隣住民に説明したときは、当該説明の結果を記載した報告書（以下「報告書」という。）を規則で定めるところにより、町長に提出しなければならない。	(近隣住民等への説明等) 第9条 事業者は、第7条の計画書の提出後、規則に定めるところにより、近隣住民等に工事の計画の概要を書面をもって説明し、その周知に努めるとともに、近隣住民等の理解を得るよう努めなければならない。 2 事業者は、近隣住民等から前項の説明について説明会の開催を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。 3 事業者は、説明会を開催するにあたっては、開催予定日から起算して7日前までに、近隣住民等に対し、説明会を開催する旨並びにその日時及び場所を書面をもって周知するものとする。 4 事業者は、第1項及び第2項の規定により近隣住民に説明したときは近隣住民説明実施報告書を、周辺住民を代表する者に説明したとき又は周辺住民に対し説明会を開催したときは、周辺住民説明実施報告書を規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。
報告書の開示等	(報告書の開示等) 第9条 町長は、前条第4項の報告書の開示を当該近隣住民から求められたときは、これに応じるものとする。 2 町長は、前条第4項の報告書の提出があったときは、当該報告書を一般の閲覧に供するものとする。	(報告書の開示等) 第8条 市長は、前条第2項の近接住民説明実施報告書の開示を当該近接住民から求められたときは、これに応じるものとする。 2 市長は、前条第2項の地縁団体説明実施報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該地縁団体説明実施報告書を一般の閲覧に供するものとする。	(報告書の開示等) 第9条 町長は、前条第4項の報告書の開示を当該近隣住民から求められたときは、これに応じるものとする。	(報告書の開示等) 第10条 市長は、前条第4項の近隣住民説明実施報告書の開示を当該近隣住民から求められたときは、これに応じるものとする。 2 市長は、前条第4項の周辺住民説明実施報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該報告書を閲覧に供するものとする。
紛争の調整	—	(紛争の調整) 第9条 市長は、近接住民等と事業者との紛争が生じたときは、鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成12年3月条例第32号）に基づき、あっせん又は調停を行い、当該紛争の調整に努めるものとする。	—	—

市町名 項目	大磯町	鎌倉市	二宮町	宮崎県小林市
条例の名称	(仮称) 大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例	鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例	二宮町携帯電話基地局の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例	小林市携帯電話等中継基地局の設置又は改造に係る紛争の予防と調整に関する条例
調整の申出等	—	—	(調整の申出等) 第10条 紛争当事者は、第6条の規定による自主的な解決に努めても、なお紛争の解決に至らないときは、当該紛争の調整を町長に申し出ることができる。 2 町長は、紛争当事者の双方から紛争の調整の申出があったときは、これを行う。 3 町長は、前項の規定にかかわらず、紛争当事者の一方から紛争の調整の申出があった場合においては、相当な理由があると認めたときは、意見聴取の場を設けこれを行うことができる。 4 第1項の申出は、当該紛争に係る工事の着手前に行わなければならない。 5 町長は、調整のため必要があると認めるときは、紛争当事者に対し、当該調整に係る協議の場への出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。	(調整の申出等) 第11条 紛争当事者は、第6条の規定による自主的な解決に努めても、なお紛争の解決に至らないときは、当該紛争の調整を市長に申し出ることができる。 2 市長は、紛争当事者の双方から紛争の調整の申出があったときは、これを行う。 3 市長は、前項の規定にかかわらず、紛争当事者の一方から紛争の調整の申出があった場合においては、相当な理由があると認めたときは、意見聴取の場を設けこれを行うことができる。 4 第1項の申出は、当該紛争に係る工事の着手前に行わなければならない。 5 市長は、調整のため必要があると認めるときは、紛争当事者に対し、当該調整に係る協議の場への出席を求め意見も若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
調整の打ち切り	—	—	(調整の打ち切り) 第11条 町長は、調整によって紛争当事者間の合意が成立する見込みがないと認めるときは、これを打ち切ることができる。	(調整の打ち切り) 第12条 市長は、調整によって紛争当事者間の合意が成立する見込みがないと認めるときは、これを打ち切ることができる。
調整の非公開	—	—	(調整の非公開) 第12条 調整に係る一切の事項は、紛争当事者以外のものには、原則として非公開とする。	(調整の非公開) 第13条 調整に係る一切の事項は、紛争当事者以外のものには、原則として非公開とする。
計画廃止の届出等	(計画廃止の届出等) 第10条 事業者は、第6条の規定により提出した計画書に掲げる計画を廃止するときは、町長にその旨を届け出るとともに、近隣住民に対しその旨を周知するものとする。	—	(計画廃止の届出等) 第13条 事業者は、第7条の規定により提出した計画書に掲げる計画を廃止するときは、町長にその旨を届け出るとともに、近隣住民に対しその旨を周知するものとする。	(計画廃止の届出等) 第14条 事業者は、第7条の規定により提出した計画書に掲げる計画を廃止するときは、市長にその旨届出するとともに、近隣住民等に対しその旨周知するものとする。
勧告	(勧告) 第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。 (1) 特別な理由がないにもかかわらず、第4条第1項に規定する近隣住民への説明及び意見の聴取に努めない事業者 (2) 第6条の規定による計画書の提出をせず、又は虚偽の記載をした計画書を提出した事業者 (3) 第8条第4項の規定による報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した事業者	(勧告) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、計画書の提出その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。 (1) 第6条の規定による計画書の提出をせず、又は虚偽の記載をした計画書を提出した者 (2) 第7条第2項の規定による近接住民説明実施報告書又は地縁団体説明実施報告書(以下これらを「報告書」という。)の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者	(勧告) 第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。 (1) 特別な理由がないにもかかわらず、第4条第1項に規定する近隣住民への説明及び意見の聴取に努めない事業者 (2) 第7条の規定による計画書の提出をせず、又は虚偽の記載をした計画書を提出した事業者 (3) 第8条第4項の規定による報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した事業者	(勧告) 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。 (1) 特別な理由がないにもかかわらず、第4条第1項に規定する近隣住民等への説明及び意見の聴取に努めない事業者 (2) 第7条の規定による計画書の提出をせず、又は虚偽の記載をした計画書を提出した事業者 (3) 第9条第4項の規定による近隣住民説明実施報告書若しくは周辺住民説明実施報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した事業者
委任	(委任) 第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。	(委任) 第17条 この条例に定めるもののほか、児童生徒に対するいじめの防止等に関し必要な事項は、町規則及び教育委員会規則で定める。	(委任) 第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附則 (施行期日)	附則 この条例は、令和8年4月1日から施行し、同年5月31日以降に設置等の工事に着手する携帯電話基地局に適用する。	附則 この条例は、平成22年4月1日から施行する。 (令和6年4月1日改定)	附則 この条例は、令和7年4月1日から施行し、同年5月31日以降に設置等の工事に着手する携帯電話基地局に適用する。	附則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。